埼医業Ⅱ第１８４０号
令和６年１０月２８日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　小　室　保　尚）
（公印省略）

紙レセプトの返戻再請求を行うオンライン請求機関及び
移行計画書の提出がない光ディスク等請求機関に係る対応
とお願いについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記のことについて、別添写しのとおり社会保険診療報酬支払基金北関東地域審査事務センターから通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきますようお願い申し上げます。

担　当：業務課　業務Ⅱ担当　山口
電　話：048-824-2611、ＦＡＸ：048-822-8515
E-mail：yamaguchi@office.saitama.med.or.jp

写

重 要 性 分 類 Ⅱ
令和 6 年 10 月 22 日
事　務　連　絡

埼玉県医師会　御中

社会保険診療報酬支払基金
北関東地域審査事務センター

紙レセプトの返戻再請求を行うオンライン請求機関及び
移行計画書の提出がない光ディスク等請求機関に係る対応
とお願いについて（ご連絡）

平素は、支払基金の事業運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、標記に係るリーフレット及び通知文書について、下記のとおり、対象の保険医療機関に対し送付（手交）することとしたので、ご連絡申し上げます。

記

令和 6 年 10 月以降、オンライン請求を行う保険医療機関の返戻再請求は原則、オンラインにより行うこととされています※。

また、光ディスク等による請求の継続を希望する保険医療機関は、光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書（様式第 1 号）の提出が必要となります※。

このことから、紙レセプトの返戻再請求を行うオンライン請求機関及び移行計画書の提出がない光ディスク等請求機関については、架電連絡を行った上で、リーフレット（別紙 1 及び別紙 2）の送付（手交）及び通知文書（別紙 3 から別紙 6）の送付により周知いたしますので、よろしくお願いいたします。

※　「令和 5 年 1 月 23 日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長保連発 0123 第 1 号」及び「令和 5 年 12 月 26 日付け厚生労働省保険局長保発 1226 第 4 号」をご参照願います。

本件に関する問合せ先
社会保険診療報酬支払基金
北関東地域審査事務センター　事業管理課
佐浦 TEL:048-741-8620　　鈴木 TEL:048-741-8790

参　考

医療機関等への事務連絡等の内容

	タイトル等	種別	内容（概要）	発出元	※送付時期
別紙１	支払基金からのお知らせ	リーフレット	返戻再請求にかかる対応について。	基金本部 事業統括部	令和６年 10 月
別紙２	支払基金からのお知らせ	リーフレット	光ディスク等（電子媒体）による請求に係る対応について。	基金本部 事業統括部	令和６年 10 月
別紙３	紙出力した返戻レセプトによる再請求に係る対応について【1 回目】	通知文書	10 月以降も返戻再請求が紙レセプトで行われている医療機関等への通知文書です。繰り返し連絡後、改善されない場合は時期を定めて返戻する場合がある旨通知いたします。	基金本部 事業統括部	令和６年 10 月
別紙４	紙出力した返戻レセプトによる再請求に係る対応について【２回目】	通知文書	別紙３の１回目連絡後も紙での返戻再請求が継続する場合に送付する、２回目の通知文書です。通知後も紙での再請求が継続の場合〇月より返戻することとなる旨通知いたします。	基金本部 事業統括部	令和６年 12 月
別紙５ 別紙５の別添	光ディスク等を用いたレセプトの請求に係る取扱いについて【１回目】	通知文書	光ディスク請求継続にかかる有効な猶予届出書（様式第１号）の提出なしで、光ディスク等での請求が継続しており、猶予届出書の提出を求める通知文書です。連絡後も猶予届出書の提出がない場合は時期を定めて返戻の場合がある旨通知いたします。	基金本部 事業統括部	令和６年 10 月
別紙６ 別紙６の別添	光ディスク等を用いたレセプトの請求に係る取扱いについて【２回目】	通知文書	別紙５の１回目連絡後も有効な猶予届出書の提出がないまま光ディスク等での請求を継続している場合に送付する通知文書です。早期のオンライン請求移行を依頼するとともに、通知後も対応が無い場合は〇月より返戻することとなる旨通知いたします。	基金本部事業統括部	令和６年 12 月

※　送付時期については、架電開始時期により異なるため目安として記載

別紙1

支払基金からのお知らせ

重要性分類Ⅲ

令和6年10月以降に、**返戻再請求を紙レセプトにより提出されたオンライン請求の**保険医療機関・保険薬局の皆様へ



返戻再請求は、月遅れ分を含め、オンラインで請求願います！　※請求事務ご担当者にも周知をお願いします。

令和5年4月以降、オンライン請求の医療機関・薬局は、原則オンラインにより返戻再請求を行うことが厚生労働省通知※1で定められております。

10月以降は、診療年月にかかわらず、オンラインによる返戻再請求を行っていただく必要があります※2。

※1:令和5年1月23日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長保連発0123第1号
※2:紙のみで送付される返戻レセプトについては、令和6年10月以降も引き続き紙による返戻再請求を行っていただくこととなります。

✓ 今後、審査支払機関から同様の連絡を行っても紙レセプトによる返戻再請求が継続された場合は、一定期間経過後、当該レセプトを受付することができず、返戻することとなりますのでご承知おき願います。
　なお、支払基金からの架電により、システム事業者との対応状況の詳細（オンライン再請求が実施可能となる時期など）を確認させていただくことがありますので、ご協力願います。

返戻する取扱いとなる紙レセプト
- オンラインで配信した返戻ファイルを医療機関・薬局が紙化したレセプト
- 令和6年9月までに審査支払機関が送付した紙出力による返戻レセプト

【今後の取扱い（予定）】

令和6年10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月
・**架電**※1 ・**文書を送付**※2 **（１回目）**	・**架電**※1	・**架電**※1 ・**文書を送付**※2 **（２回目）**	・**架電**※1	・**架電**※1 次月は返戻する旨を連絡予定	紙レセプトが提出された場合 **返戻する取扱い**

※１:架電とは、出力した返戻紙レセプトの請求があった場合に支払基金から医療機関・薬局へ電話することを示します。
※２:文書を送付する施設は、紙レセプト請求を続けるための有効な届出がない施設を対象とします。

✓ 不測の事態等によりオンライン請求ができない場合は、「請求命令附則第4条第5号による猶予届出書（様式第３号）」を請求月ごとに提出願います。

様式は、厚生労働省のホームページ「保険医療機関・薬局におけるオンライン請求等」からダウンロード可能です。

本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金本部　事業統括部
伊　藤 03-6788-4245　池　田 03-6865-4410
長谷川 03-6865-4473　中　山 03-6865-4497

別紙2

支払基金からのお知らせ

重要性分類Ⅲ

令和6年10月以降の診療（調剤）報酬を**光ディスク等（電子媒体）によりご請求された**保険医療機関・保険薬局の皆様へ



オンライン請求へ移行する準備はお済みでしょうか？

「医療機関等向け総合ポータルサイト」等により、**早急にオンライン請求の開始届を提出した上で、オンライン請求を開始願います。**

令和6年10月請求以降も光ディスク等を用いた請求を継続するための有効な届出がなく、光ディスク等を用いた請求が継続されています。

※ 令和5年12月26日付け保発1226第4号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の第２の２の⑵及び第２の４の⑵を参照



医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。

ユーザー登録がお済みでない方は、「ユーザー登録」をお願いします。

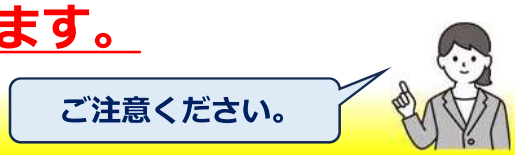
現時点でオンライン請求へ移行できない事情がある場合は、「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書（様式第1号）」を直ちに当該サイトによりご提出ください。

医療機関等向け総合ポータルサイト内
【重要】光ディスク等請求に係る猶予届出
兼オンライン請求への移行計画書の提出について

（裏面も確認願います）

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

審査支払機関から同様の連絡を行っても、依然としてオンライン請求の開始届等の提出がみられない場合は、**時期を定めて、光ディスク等を用いたレセプトの請求を返戻する場合があります。**



【今後の取扱い（予定）】

令和6年10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月
・架電※1 ・文書を送付※2 （１回目）	・架電※1	・架電※1 ・文書を送付※2 （２回目）	・架電※1	・架電※1 次月は返戻する旨を連絡予定	光ディスク等が提出された場合 返戻する取扱い

※１:架電とは、有効な届出がなく、光ディスク等による請求があった場合に支払基金から保険医療機関・保険薬局へ電話することを示します。
※２:文書を送付する保険医療機関・保険薬局は、光ディスク等の請求を続けるための有効な届出がない施設を対象とします。

医療機関等向け総合ポータルサイトからの提出が困難なため、必要な届出を書面で提出する場合

１　オンライン請求を開始するための届出（オンライン開始届）を提出する場合

以下の書類を直ちに保険医療機関・保険薬局が所在する**都道府県の審査委員会事務局**及び**国民健康保険団体連合会の2箇所**へ郵送願います。

⑴ 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出
⑵ 電子証明書発行等依頼書

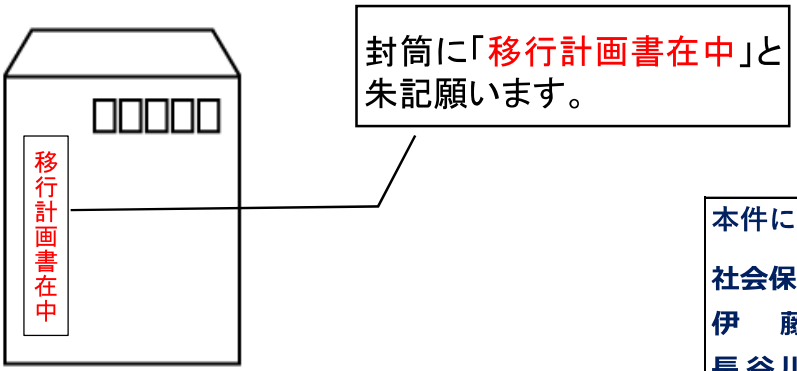
▶提出する書類は「支払基金トップページ/様式集/医療機関・薬局の方/1.オンライン請求システム」からダウンロード願います。

２　オンライン請求へ移行できない事情の届出（移行計画書）を提出する場合

以下の書類を直ちに**支払基金本部**及び**国民健康保険団体連合会の2箇所**まで郵送願います。

〇光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書（様式第1号）

▶提出する書類は「支払基金トップページ / 医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方 / オンライン請求の原則について/ 関係通知 / 厚生労働省保険局長通知「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（PDF：1,035KB）の9ページ目」からダウンロード願います。



本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金本部　事業統括部
伊　藤 03-6788-4245　池　田 03-6865-4410
長谷川 03-6865-4473　中　山 03-6865-4497

別紙３　（返戻再請求に係る通知文書・１回目）

重 要 性 分 類 Ⅱ
事　務　連　絡
令和６年10月XX日

保険医療機関（薬局）　各位

社会保険診療報酬支払基金

紙出力した返戻レセプトによる再請求に係る対応について（ご連絡）

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、オンライン請求医療機関・薬局からの返戻再請求については、令和５年４月以降、原則としてオンラインによるものとされ、**令和６年９月末には紙による返戻レセプトの送付が終了することから、同年 10 月以降は月遅れ分を含め全ての返戻再請求はオンラインにより行うこと**※1となる旨をお知らせしていたところです。

貴保険医療機関（薬局）につきましては、令和６年10月請求において、紙出力した返戻レセプトによる再請求が行われていることを確認したことから、下記のとおりご連絡いたしますので、早急にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、審査支払機関から同様の連絡を繰り返し行っても、**依然として紙レセプトによる返戻再請求がみられる場合は、時期を定めて、当該紙レセプトを返戻する場合があることについてご承知おき願います。**

※１　「令和５年１月23日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長保連発0123第１号」及び「令和５年12月26日付け厚生労働省保険局長保発1226第４号」等を踏まえて、オンライン請求システムのポップアップ等によりお知らせしていたところです。

なお、紙のみで送付される返戻レセプトについては、令和６年10月以降も引き続き紙による返戻再請求を行っていただくこととなります。

記

１　貴保険医療機関（薬局）における対応

全ての返戻再請求をオンラインで実施するよう、レセプトコンピュータのシステム事業者と必要な確認を行ってください。

また、審査支払機関からオンラインにより配信している返戻レセプトの全てがオンライン再請求に対応できない場合は、オンライン再請求が実施可能とな

る時期を確定していただきますよう、併せて確認願います。

なお、この場合はオンラインによる再請求が実施できない事情の届出が必要となることから、返戻再請求の紙レセプト請求に併せ「請求命令附則第４条第５項による猶予届出書（様式３号)」の提出をお願いします※2。

おって、支払基金からの架電により、システム事業者との対応状況の詳細を確認させていただくことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※２　「令和５年 12 月 26 日付け厚生労働省保険局長保発 1226 第４号」の（別添４）「請求命令附則第４条第５項による猶予届出書（様式３号)」に必要事項を記載した上で、返戻再請求の紙レセプトを請求する都度、審査支払機関へ提出していただくことになります。

２　審査支払機関における対応

11 月以降の請求においても、次の⑴又は⑵に該当する紙レセプトにより再請求が継続されている場合は、支払基金から架電等により、貴保険医療機関（薬局）とシステム事業者間の対応状況を確認の上、**別途事務連絡において連絡する時期以降、当該レセプトを受付することができず、返戻することとなります※3ので、ご承知おき願います。**

⑴ オンラインで配信した返戻ファイルを医療機関（薬局）が紙化したレセプト

⑵ 令和６年９月までに審査支払機関が送付した紙出力による返戻レセプト

※３　紙のみで送付される返戻レセプトについては、令和６年 10 月以降も引き続き紙による返戻再請求を行っていただくこととなります。

３　その他

オンライン請求システムにより配信している返戻レセプト（返戻ファイル）については、毎月ダウンロードしていただきますようお願いいたします。

本件に関する問合せ先
社会保険診療報酬支払基金本部　事業統括部
伊藤 TEL:03-6778-4245、池田 TEL:03-6865-4410
長谷川 TEL:03-6865-4473、中山 TEL:03-6865-4497

別紙４　（返戻再請求に係る通知文書・２回目）

重 要 性 分 類 Ⅱ
事　務　連　絡
令和６年 12 月 XX 日

保険医療機関（薬局）　各位

社会保険診療報酬支払基金

紙出力した返戻レセプトによる再請求に係る対応について（ご連絡）

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴保険医療機関（薬局）におかれましては、令和６年 10 月●日付け事務連絡により、全ての返戻再請求をオンラインにより実施していただくとともに、審査支払機関からオンラインにより配信している返戻レセプトの全てがオンラインによる返戻再請求に対応できない場合は、オンラインによる返戻再請求が実施可能となる時期を確定していただきますよう連絡していたところです。

しかしながら、令和６年●月請求において、紙出力した返戻レセプトの返戻再請求が継続されており、また、支払基金においてオンラインによる返戻再請求の実施時期が確認できておりません。

つきましては、下記のとおりご連絡いたしますので、早急にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本事務連絡と行き違いで、既に全てのレセプトのオンライン返戻再請求が実施できている場合や、オンライン再審査が実施可能となる時期を確定して連絡いただいている場合はご容赦ください。

記

１　貴保険医療機関（薬局）における対応

全ての返戻再請求をオンラインで実施するよう、レセプトコンピュータのシステム事業者と必要な確認を行ってください。

また、審査支払機関からオンラインにより配信している返戻レセプトの全てがオンライン再請求に対応出来ない場合は、オンライン再請求が実施可能となる時期を確定していただきますよう、併せて確認願います。

なお、この場合はオンラインによる再請求が実施できない事情の届出が必要となることから、返戻再請求の紙レセプト請求に併せ「請求命令附則第４条第５項による猶予届出書（様式３号）」の提出をお願いします。

おって、支払基金からの架電により、システム事業者との対応状況の詳細を

確認させていただくことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2　審査支払機関における対応

●月以降の請求においても、次の⑴又は⑵に該当する紙レセプトにより再請求が継続されている場合は、支払基金から架電等により、貴保険医療機関（薬局）とシステム事業者間の対応状況を確認いたしますが、それでも依然として**紙出力した返戻レセプトの返戻再請求が継続される場合は、令和●年●月請求分以降は、当該紙レセプトを受付することができず、返戻することとなります※ので**、ご承知おき願います。

⑴ オンラインで配信した返戻ファイルを医療機関等が紙化したレセプト

⑵ 令和６年９月までに審査支払機関が送付した紙出力による返戻レセプト

※　紙のみで送付される返戻レセプトについては、引き続き紙による返戻再請求を行っていただくこととなります。

3　その他

オンライン請求システムにより配信している返戻レセプト（返戻ファイル）については、毎月ダウンロードしていただきますようお願いいたします。

本件に関する問合せ先
社会保険診療報酬支払基金本部　事業統括部
伊藤 TEL:03-6778-4245、池田 TEL:03-6865-4410
長谷川 TEL:03-6865-4473、中山 TEL:03-6865-4497

別紙５　（光ディスク等の請求に係る通知文書・１回目）

重 要 性 分 類 Ⅱ
事　務　連　絡
令和６年10月XX日

保険医療機関（薬局）　各位

社会保険診療報酬支払基金

光ディスク等を用いたレセプトの請求に係る取扱いについて（ご連絡）

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和６年10月以降も光ディスク等を用いた診療（調剤）報酬の請求を継続しようとする施設は、あらかじめ、審査支払機関に対して、その旨の届出及びオンライン請求への移行計画書を提出するものと定められています。※1

しかしながら、貴保険医療機関（薬局）におかれましては、令和６年10月請求以降も光ディスク等を用いた請求を継続するための**有効な届出※2がなされないまま、光ディスク等を用いたレセプトの請求が継続されていることから、請求命令の要件を満たさない状態となっています。**

つきましては、「医療機関等向け総合ポータルサイト」等からオンライン請求の開始届を提出し、早急にオンライン請求への移行を進めていただくことになりますが、現時点でオンライン請求へ移行できない事情がある場合は、その旨を当該サイトに開設するフォームから提出するようお願いします。※3

また、審査支払機関から同様の連絡を行っても、依然としてオンライン請求の開始届等の提出がみられない場合は、**時期を定めて、光ディスク等を用いたレセプトの請求を返戻する場合がある※1ことについてご承知おき願います。**

なお、医療機関等向け総合ポータルサイトからの提出が困難なため、必要な届出を書面で提出する場合は、裏面を参照の上、ご対応願います。

本事務連絡と行き違いでオンライン請求の開始届等を提出されている場合はご容赦ください。

※1 令和５年12月26日付け保発1226第４号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の第２の２の⑵及び第２の４の⑵を参照

※2 光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書（様式第１号）のⅡ届出内容及びⅢ移行計画に係る記載事項において、記載漏れ等の不備がないことを確認したもの

※3 オンライン請求を開始するための届出（オンライン開始届）、または、オンライン請求へ移行できない事情の届出（移行計画書）の提出方法は、（別紙）医療機関等向け総合ポータルサイトからの提出方法を参照願います。

当該サイトで提出された方はご放念ください。

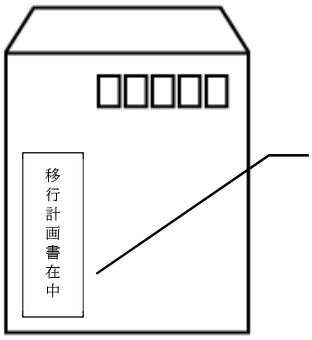
医療機関等向け総合ポータルサイトによる提出が困難なため
必要な届出を書面で提出する場合の取扱い

1　オンライン請求を開始するための届出（オンライン開始届）を提出する場合
以下の書類を直ちに保険医療機関等が所在する都道府県の審査委員会事務局及び国民健康保険団体連合会へ郵送願います。

⑴ 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出
⑵ 電子証明書発行等依頼書
※提出する書類は「支払基金トップページ/様式集/医療機関・薬局の方/1.オンライン請求システム」からダウンロード願います。

2　オンライン請求へ移行できない事情の届出（移行計画書）を提出する場合
以下の書類を直ちに支払基金本部及び国民健康保険団体連合会まで郵送願います。

○光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書（様式第１号）
※提出する書類は「支払基金トップページ/医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方/オンライン請求の原則について/関係通知/厚生労働省保険局長通知「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（PDF：1,035KB）の９ページ目」からダウンロード願います。



封筒に「移行計画書在中」と朱記願います。

本件に関する問合せ先
社会保険診療報酬支払基金本部　事業統括部
伊藤 TEL:03-6778-4245、池田 TEL:03-6865-4410
長谷川 TEL:03-6865-4473、中山 TEL:03-6865-4497

（別添）

医療機関等向け総合ポータルサイトからの提出方法

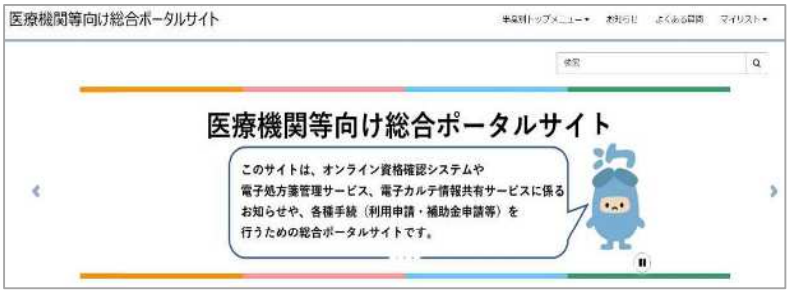
支払基金のホームページ（https://www.ssk.or.jp/）からアクセス可能です。



最下部



ポータルサイト（https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index）

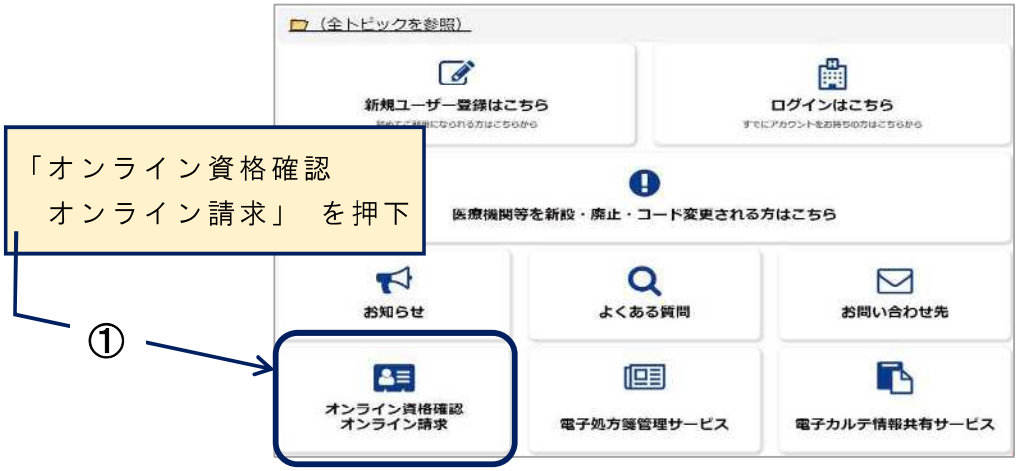


届出書類を郵送する場合の送付先はこちらを参照

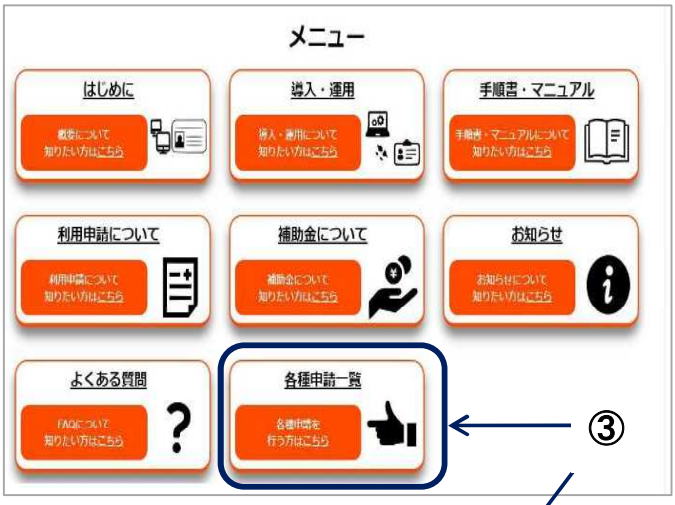
ユーザー登録がお済でない方は、「ユーザー登録」をお願いします（登録済の方は裏面）。

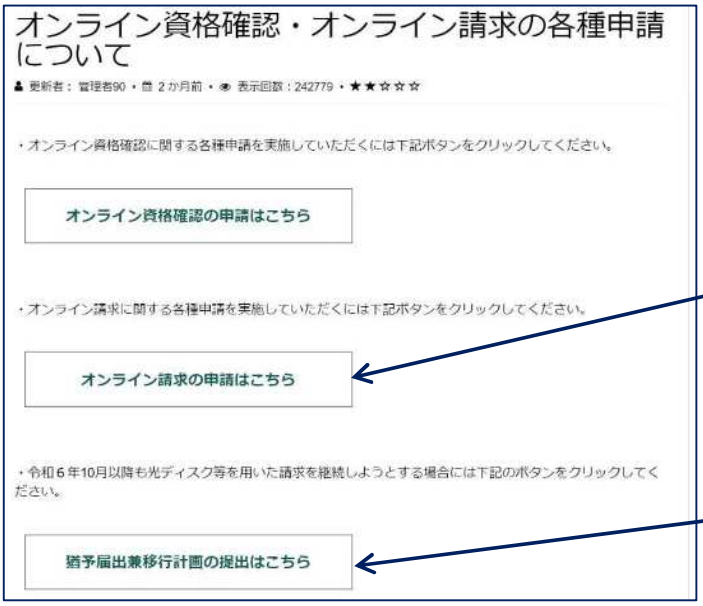


（ユーザー登録がお済の方は、こちらから提出をお願いします）









「オンライン請求の申請はこちら」からオンライン開始届の提出をお願いします

オンライン請求へ移行できない事情がある場合はこちらから「猶予届出兼移行計画書」の提出をお願いします

別紙６　（光ディスク等の請求に係る通知文書・２回目）

重 要 性 分 類 Ⅱ
事　務　連　絡
令和６年 12 月 XX 日

保険医療機関（薬局）　各位

社会保険診療報酬支払基金

光ディスク等を用いたレセプトの請求に係る取扱いについて（ご連絡）

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、これまでも支払基金から連絡しているとおり、貴保険医療機関（薬局）におかれましては、令和６年 10 月請求以降も光ディスク等を用いた請求を継続するための有効な届出※1がなされないまま、診療（調剤）報酬の請求がなされていることから、令和６年 10 月●日付け事務連絡により、早急にオンライン請求への移行を進めていただくこと、または、オンライン請求へ移行できない事情がある場合に届出を提出いただくことをお知らせしていたところです。

しかしながら、**事務連絡の送付による連絡後も、有効な届出がなされないまま、光ディスク等を用いたレセプトの請求が継続されていることから、請求命令の要件を満たさない状態となっています。**

つきましては、「医療機関等向け総合ポータルサイト」等からオンライン請求の開始届を提出し、早急にオンライン請求への移行をお願いいたします。※2

（オンライン請求へ移行できない事情がある場合は、その旨を当該サイトに開設するフォームから提出）

本事務連絡の送付後もオンライン請求等への対応が見られない場合には、令和〇年〇月請求分以降、貴保険医療機関（薬局）からの光ディスク等を用いたレセプトの請求を受付することができず、返戻することとなりますので、早急なご対応をお願いいたします。

なお、医療機関等向け総合ポータルサイトからの提出が困難なため、必要な届出を書面で提出する場合は、裏面を参照の上、ご対応願います。

本事務連絡と行き違いでオンライン請求の開始届等を提出されている場合はご容赦ください。

※1　光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書（様式第１号）のⅡ届出内容及びⅢ移行計画に係る記載事項において、記載漏れ等の不備がないことを確認したもの

※2　オンライン請求を開始するための届出（オンライン開始届）、または、オンライン請求へ移行できない事情の届出（移行計画書）の提出方法は、医療機関等向け総合ポータルサイトからの提出方法【別添】を参照願います。

当該サイトで提出された方はご放念ください。

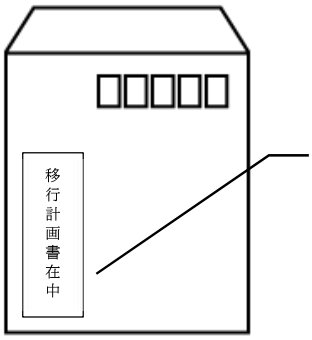
医療機関等向け総合ポータルサイトによる提出が困難なため
必要な届出を書面で提出する場合の取扱い

１　オンライン請求を開始するための届出（オンライン開始届）を提出する場合
以下の書類を直ちに保険医療機関等が所在する都道府県の審査委員会事務局及び国民健康保険団体連合会へ郵送願います。

⑴ 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出
⑵ 電子証明書発行等依頼書
※提出する書類は「支払基金トップページ/様式集/医療機関・薬局の方/1.オンライン請求システム」からダウンロード願います。

２　オンライン請求へ移行できない事情の届出（移行計画書）を提出する場合
以下の書類を直ちに支払基金本部及び国民健康保険団体連合会まで郵送願います。

○光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書（様式第１号）
※提出する書類は「支払基金トップページ/医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方/オンライン請求の原則について/関係通知/厚生労働省保険局長通知「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（PDF：1,035KB）の９ページ目」からダウンロード願います。



封筒に「移行計画書在中」と朱記願います。

本件に関する問合せ先
社会保険診療報酬支払基金本部　事業統括部
伊藤 TEL:03-6778-4245、池田 TEL:03-6865-4410
長谷川 TEL:03-6865-4473、中山 TEL:03-6865-4497

（別添）

医療機関等向け総合ポータルサイトからの提出方法

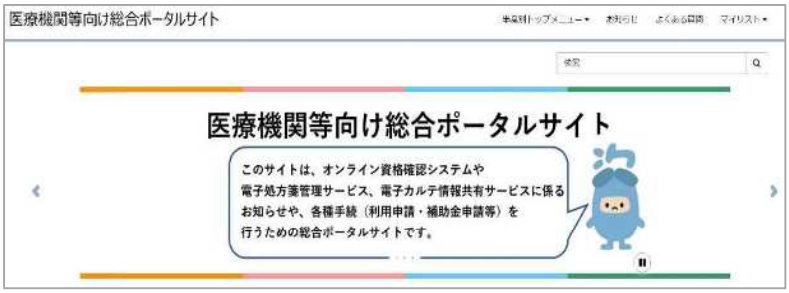
支払基金のホームページ（https://www.ssk.or.jp/）からアクセス可能です。



最下部



ポータルサイト（https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index）

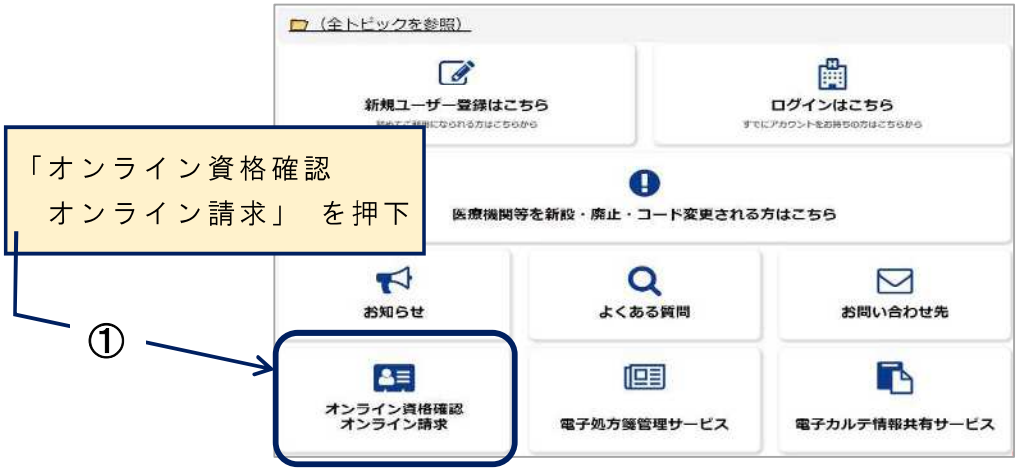


届出書類を郵送する場合の送付先はこちらを参照

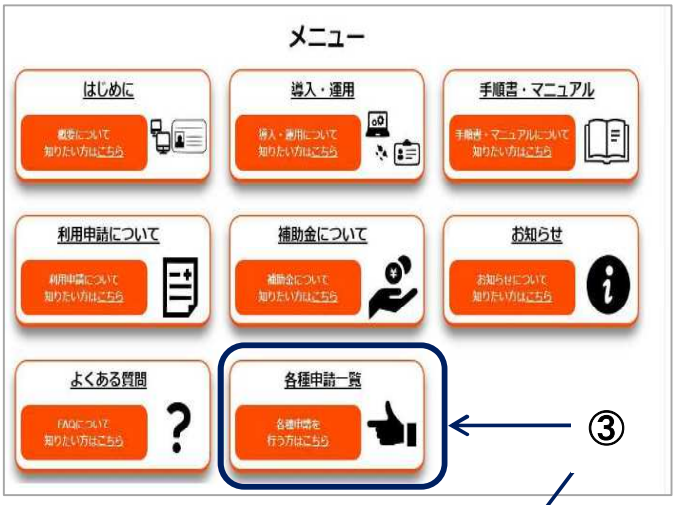
ユーザー登録がお済でない方は、「ユーザー登録」をお願いします（登録済の方は裏面）。

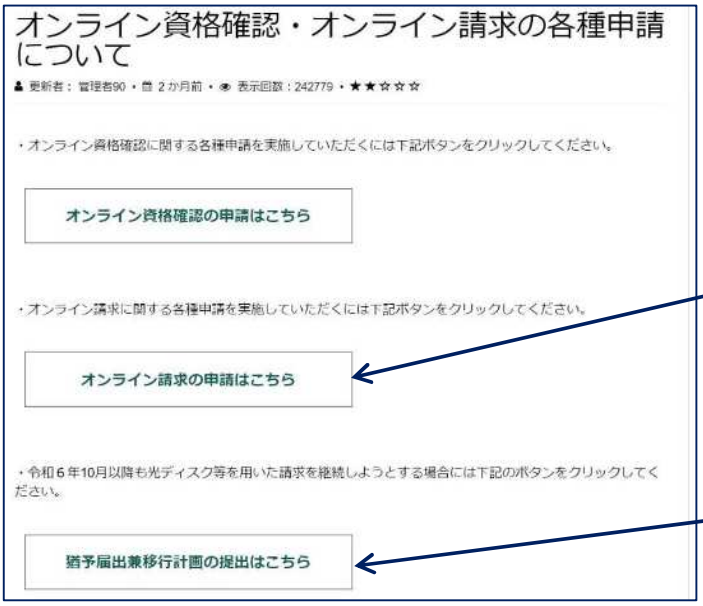


（ユーザー登録がお済の方は、こちらから提出をお願いします）









「オンライン請求の申請はこちら」からオンライン開始届の提出をお願いします

オンライン請求へ移行できない事情がある場合はこちらから「猶予届出兼移行計画書」の提出をお願いします